

給 与 支 払 報 告
特 別 徴 収

に係る給与所得者異動届出書

八峰町 処理欄	
------------	--

										特別徴収義務者指定番号																
八 峰 町 長 令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 -																7	0	0				
			名 称													連絡先	所属課・係									
			個人番号又は法人番号																氏名							
																		電話	() -							
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		徴収済月		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由												
フリガナ				円		月分 から 月分 まで		円		円		令和 年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他												
氏 名																										
個人番号																										
生年月日																										
現住所																										
T・S・H 年 月 日				宛名番号																						
〒 -																										

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○で囲んでください。

A. 一括徴収 (ウ)の額を退職時等に。給与等から徴収する。		
一括徴収した税額は		
月分で納入します。		
(月 日納期限)		
徴収予定	徴収予定日	徴収予定額 (ウ)と同額
	令和 年 月 日	

B. 普通徴収【一括徴収できない理由】 (ウ)の額を本人が支払う。	
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。	
2. 他の事業所で特別徴収継続の希望があるため。	
3. 1月から4月までの間で残りの税額を超える給与等の支給がないため。	
4. その他 ()	

C. 特別徴収継続 (ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収する。			
新特別徴収義務者	所在地	〒 -	
	フリガナ		
	名 称		
	電 話	() -	
	担当者		
開始月	月分 (月 日納期限) から納入する。		

※異動日が1月1日から4月30日までの退職者については、(ウ)の金額を一括徴収することが義務付けられています。